

共通事項

基本報酬の算定 当分の間継続	通所（又は対面）での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合等において、利用者の居宅等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の算定が可能（2月20日付け事務連絡（第2報）*）
--------------------------	---

就労継続支援A型

基本報酬の算定区分 当分の間継続	前年度に代えて前々年度の平均労働時間を基本報酬の算定区分とすること等が可能（就労系第1、4報）
賃金の支払い 当分の間継続	生産活動収入の減少が見込まれるときには、災害その他やむを得ない理由がある場合と見なしして、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第1報）
経営改善計画の策定 当分の間継続	都道府県等が認める場合には、その策定の猶予が可能（就労系第2報）
暫定支給決定 *1 今年度内	暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても、できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断すること等が可能（就労系第4報）
在宅でのサービス利用 *2 今年度内	在宅によるサービス利用の要件（対象者・事業運営）を一部緩和した取扱いなどが可能（就労系第6報）

就労継続支援B型

基本報酬の算定区分 当分の間継続	前年度に代えて前々年度の平均月額工賃を基本報酬の算定区分とすること等が可能（就労系第1報）
工賃の支払い 当分の間継続	新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第2報）
就労アセスメント 今年度内	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村において就労面に係る課題等の把握がなされていれば、就労アセスメントと同等として取り扱って差し支えないこと（就労系第4報）
在宅でのサービス利用	*2と同じ

就労移行支援

支給決定期間の更新 今年度内	年度内に利用期間が終了する者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったこと場合においては、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能（就労系第4報）
暫定支給決定	*1と同じ
在宅でのサービス利用	*2と同じ

就労定着支援

基本報酬の算定 (月1回以上の対面支援) 当分の間継続	対面での支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能（就労系第3報）
--	---

※ 上記は主だったものを簡略化して記載したものであるため、詳細は各事務連絡を確認いただくようお願いします。